



## がんばろう!! ひがしまつやま

### 第2次義援金の配分のお知らせ

令和元年東日本台風(台風第19号)で被災された方々を支援するため、多くの皆さまから寄せられた義援金を下記のとおり配分します。

#### <第2次配分金額>

- 死亡・・・・・・・・・・250,000円
- 全壊・・・・・・・・・・250,000円
- 大規模半壊、半壊・・・・125,000円
- 一部損壊(準半壊)、床上浸水・・25,000円

今回の配分は、3月6日(金)までに災害弔慰金または災害見舞金の手続きが終了している方が対象です。見舞金の振込口座に3月19日(木)に振り込みます。

第1次配分を受け取っていない方は、第2次配分と合わせて振り込みます。第1次配分金額の詳細は、災害臨時第8号をご確認ください。今後の配分につきましては、詳細が決まり次第お知らせします。

問 市民課(本庁舎1階)  
電話：21-1402 FAX：23-2234

### 国民健康保険、後期高齢者医療制度の一部負担金免除(窓口支払い)期間の延長について

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関等を受診した際の一部負担金の免除期間を令和2年9月30日まで延長します。4月以降、一部負担金の免除を受けるためには「一部負担金免除証明書」を医療機関の窓口で提示する必要があります。

- 既に免除証明書をお持ちの方  
・・・期間を延長した証明書を順次郵送します。
- 免除証明書をお持ちでない方  
・・・保険年金課で申請をお願いします。

問 保険年金課(本庁舎1階)  
国民健康保険担当  
電話：21-1403 FAX：23-0076  
後期高齢者医療制度担当  
電話：63-5004 FAX：23-0076

### 介護保険利用者負担額の免除期間の延長について

介護保険サービスを利用した際の利用者負担額の免除期間を令和2年9月サービス利用分まで延長します。対象者には「介護保険利用者負担額免除証明書」を送付しますので、担当のケアマネジャー及び介護サービス事業所に提示してください。

問 高齢介護課(分室1階)  
電話：21-1460 FAX：22-7731

### 災害廃棄物の受け入れ(4月30日まで延長)

令和元年東日本台風(台風第19号)により家庭で出たごみ(災害廃棄物)の受け入れを、4月30日まで延長します。持込みの際は「り災証明書」をご提示ください。

- 仮置場：西本宿不燃物等埋立地(西本宿2400-1)
- 受付時間：午前8時30分から午後4時まで  
4月30日まで毎日受け付けます

問 廃棄物対策課(本庁舎地下1階)  
電話：21-1401 FAX：23-7700

見出し  
凡例

### 新しい項目

### 前号にもあった項目

### 災害援護資金の貸付について(受付期間の延長)

災害援護資金の貸付について、受付期間を令和2年9月30日まで延長します。

令和元年東日本台風(台風第19号)により、世帯主が負傷したり住居や家財等に被害があったりした世帯の生活を立て直すための資金を貸し付けます。

#### 1. 貸付対象となる世帯と限度額

- ①被災日(令和元年10月12日)に東松山市に居住し、次の②、③いずれかに該当する世帯
- ②世帯主に1か月以上の負傷があり、次のいずれかの被害を受けた世帯

被害の種類・程度	貸付限度額
家財の1/3以上の損害	150万円
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
住居の半壊 ※1	270万円(350万円)
住居の全壊	350万円

③世帯主の負傷がなく、次のいずれかの被害を受けた世帯

被害の種類・程度	貸付限度額
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
住居の半壊 ※2	170万円(250万円)
住居の全壊 ※3	250万円(350万円)

#### ※1、※2、※3について

被災した住居を建て替えるために、住居の残り部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情があるときは、カッコ内の金額を限度額とします。

#### 2. 貸付条件と利率について

- ①連帯保証人：有無は問いませんが、できる限り立ててください。
- ②利率：0%
- ③償還期間：10年(据置期間を含む)
- ④据置期間：3年間
- ⑤償還方法：年賦・半年賦・月賦のいずれか(元利均等償還・繰上償還可)

#### 3. 注意事項

①世帯人数により、所得制限があります。世帯員の平成30年分の総所得の合計額が下記の表の額未満でないこと貸し付けることができません。

世帯人員	市町村税における平成30年の総所得金額(世帯員の合計額)
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

②支払期日を過ぎて償還した場合、支払期日の翌日から年5%の違約金が発生します。

問 危機管理課被災者生活再建支援室(分室1階)  
電話：23-2221 内線 485、486  
FAX：22-7799

## 堤防復旧工事のお知らせ(唐子地区)

令和元年東日本台風(台風第19号)により、都幾川左岸の東松山市石橋地先及び都幾川右岸の東松山市葛袋地先の堤防が大きく欠損しました。応急的な復旧として、10月18日には元の堤防高までに盛土による締切りをさせ、堤防の補強も含めた応急復旧対策を11月6日に完了させたところです。

本工事は、応急的に復旧した堤防を災害に強くするために、強固に締固めた堤防につくり替えるもので、令和2年4月から着手し、6月の出水期までに堤防高の確保と一定の補強対策を完了する予定です。

工事の施工業者が決まりましたら、改めて施工内容等についてお知らせいたしますので、近隣住民の皆様には、ご理解、ご協力をお願いいたします。

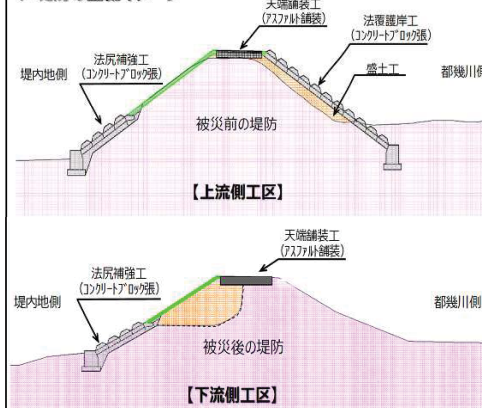
### 工事名 R1都幾川左岸石橋災害復旧工事

工事場所 埼玉県東松山市石橋地先

工事期間 令和2年4月上旬～令和2年7月中旬(予定)



#### ◆ 堤防の整備イメージ



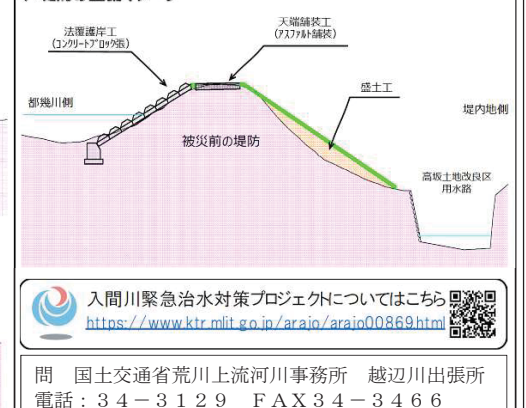
### 工事名 R1越辺川左岸正代外災害復旧工事

工事場所 埼玉県東松山市葛袋地先外2箇所

工事期間 令和2年4月上旬～令和2年7月中旬(予定)



#### ◆ 堤防の整備イメージ



入間川緊急治水対策プロジェクトについてはこちら   
<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00869.html>

問 国土交通省荒川上流河川事務所 越辺川出張所  
電話：34-3129 FAX34-3466